

## 北海道立道民活動センター利用の条件

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

北海道立道民活動センター条例第8条第2項に基づき付する利用の条件は、次のとおりとします。

- 1 次に該当する方は入館できません。
  - ・マスクを着用していない方
  - ・来館前に検温を実施し「37.5度以上の発熱」がある方
  - ・「息苦しきや強いだるさ等の体調不良」がある方
- 2 当センターが定める定員数を厳守することとし、指定した席以外の着席を認めません。  
また、机や椅子の移動はできません。
- 3 各貸室のお茶道具の利用はできません。
- 4 感染者が発生した場合は、必要に応じて把握している情報を保健所等の公的機関へ提供することとなるため、可能な限り参集者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。
- 5 参集者等に対し、手渡しでパンフレット等を渡す行為は避け、まえもって座席にパンフレット等を配置する等の対策を講じてください。
- 6 「道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を遵守してください。